

# 南三陸町いじめ防止基本方針（概要）

## 1 基本的な考え方

- (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念
- (2) いじめの定義
- (3) いじめの理解
- (4) いじめの防止等に関する基本的考え方

## 2 町及び町教育委員会が実施する施策

### (1) 南三陸町いじめ防止基本方針の策定

○町及び町教育委員会は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、南三陸町いじめ防止基本方針を策定する。

### (2) いじめ問題対策連絡協議会の設置

- 町及び教育委員会は、「南三陸町いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。
- 構成員は、学校、教育委員会、町関係部局、児童相談所、法務局、警察署、その他専門的な知識及び経験を有する第三者等とする。

### (3) 町教育委員会の附属機関の設置

- 町教育委員会は、基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、附属機関を設置する。
- 専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、中立性を確保する。
- 重大事態に係る調査を学校の設置者として町教育委員会が行う場合は、この附属機関において調査を行う。

### (4) その他の主な施策

- いじめ防止対策を推進するために必要な財政上の措置、その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
- 教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上、生徒指導に係る体制等の充実を図る。
- インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制を整備する。
- 学校相互間の連携協力体制を整備する。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を図る。

### (5) 町教育委員会として実施する施策

- 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講ずる。

- 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談ができる体制を整備する。
- 学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、教職員間のコミュニケーションを積極的に図り、共通理解を基とした、いじめ問題への取組を促す。
- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童生徒及び保護者に対し必要な啓発活動を実施する。
- 町教育委員会は、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。
- 町長は、「重大事態」発生の報告を受け附属機関により、町教育委員会又は学校による調査の結果について調査を行うことができる。
- 町教育委員会は、出席停止の手続きに関し必要な措置を講ずる。
- 学校評価、教員評価への必要な指導・助言を行う。
- いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、学校運営の改善を支援する。

### **3 学校が実施すべき施策**

#### **(1) 学校いじめ防止基本方針の策定**

- いじめの防止のための取組、早期発見、早期対応の在り方、教育相談体制、校内研修に係る内容を「学校いじめ防止基本方針」として策定する。

#### **(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織**

- 特定の教職員で問題を抱え込まず、学校全体で情報を共有するなど、学校が組織的に対応することができるよう、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設置する。

#### **(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置**

- いじめの防止
  - いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- いじめの早期発見
  - 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- いじめに対する措置
  - ・学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。
  - ・いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性を踏まえ、被害児童生徒及び加害児童生徒については、保護者との連携を図り、日常的に注意深く観察する。

- 情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめへの対応  
情報手段を効果的に活用することができる判断力や心構えを身につけさせるための情報モラル教育をいっそう充実させる必要がある。

#### **4 重大事態への対処**

##### **(1) 町教育委員会又は学校による調査**

- 重大事態の意味  
児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- 重大事態の報告  
学校は、町教育委員会を通じて町長へ事態発生を報告する。
- 調査の趣旨及び調査主体  
町教育委員会は、調査を行う主体やどのような調査組織とするかを判断する。
- 調査を行うための組織
  - ・町教育委員会が主体になる場合は、教育委員会に設置される附属機関が実施する。
  - ・学校が調査の主体となる場合は、各学校に既存の「いじめ問題対策委員会」等を母体として、適切な専門家を加え実施する。
- 事実関係を明確にするための調査の実施
  - ・いじめられた児童生徒から聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。
  - ・いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

##### **(2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置**

- 再調査
  - ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。
  - ・調査結果については、町教育委員会より町長に報告する。
  - ・報告を受けた町長が、再調査を行うに当たっては、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行う。
- 再調査の結果を踏まえた措置等
  - ・町長及び町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。
  - ・再調査を行ったとき、町長はその結果を議会に報告する。